

権力、利益、信条

—— 国際関係における「思想」の力について ——

はじめに

黒田俊郎

人権をめぐる問題を素材として世紀末世界政治の行方を追うこと、これが本共同研究における筆者自身の検討課題であった。しかしいつもの悪い癖で、内外の最新の研究成果をつまみ食いしているうちにいたずらに時間を浪費してしまい、『中間報告書』で約束した「人権をめぐる日米仏外交の比較研究」という具体的作業に入ることができなくなってしまった⁽¹⁾。そこで次善の策ではあるが、今後の作業のためにもう一本準備ノートを作成することにした。テーマは「国際関係における〈思想〉の力」についてである。このようなテーマ設定は、かならずしも恣意的なものだとは考えていない。なぜならば世界政治のなかで人権の問題を考察しようとする場合、当然その前提として、これまでの国際関係において「思想」（人権もむろん、そのもっとも重要な例としてふくまれる）がどのような機能と役割を担ってきたかを検討することは、きわめて重要であると思われるからである。

本稿では、以下において、いわゆるネオ・リベラル・インスティテューションリズム (neo-liberal institutionalism) の立場からこの問題に取り組んでくる。ゴールドスタインとロバインの編著 (Judith Goldstein & Robert

O. Keohane eds., *Ideas & Foreign Policy: Beliefs, Institutions, and Political Change*, Cornell University Press, 1993) を素材としてとりあげ、そのなかから何本か重要と思われる論文の内容を紹介することによって、上記のテーマについて若干の論点整理をおこなうこととした。²⁾

それでは、節をあらためて個々の論文の内容紹介にはいることとするが、そのまえに、やはりここで簡単に、ネオ・リベラル・インスティテューションリズムなるものについて概説しておかなければなるまい。

ネオ・リベラル・インスティテューションリズムとは、第二次大戦後急速な発展をみた米国の国際関係論 (IR = International Relations) 内部での理論闘争の過程で生みだされてきた、国際関係に対するひとつのものの見方であると考えてよい。よく知られているように、米国の国際関係論は、戦間期に支配的であった楽観的かつ道義的な国際関係認識に対する学問的異議申し立てから出発しており (いわゆる「アイデアリズム対リアリズム」論争)、この論争は、リアリズムの側の完勝に終わる。したがってその後は、このいまや主流派となったリアリズムに挑戦するとうかたちで、論争が展開される。六〇年代の有名な「伝統主義対科学主義」論争は、リアリズムに対する直接的批判というよりは、それが採用する方法論の妥当性をめぐるものであった。リアリズムの教義そのものに対する批判としては、時代順にみていけば、四〇年代から五〇年代前半にかけての機能主義統合論、五〇年代から六〇年代にかけての統合論における新機能主義と交流主義、七〇年代前半のトランスナショナルリズムなどがあげられるが、これらのリアリズム批判は、ひろい意味で、国際関係に合理的かつ道義的な秩序の樹立可能性をみる西欧起源のリベラリズム思想の流れをくむものといえる。一方、批判される側のリアリズムは、一時期その理論的活力を低下させたが、八〇年代にはふたたび、ネオ・リアリズムという新たな装いのもとに IR における知的ヘゲモニーの再確立をめざしていく。そしてこのネオ・リアリズムの覇権に対して論争を挑んだのが、ここで問題となつて

いるネオ・リベラル・インスティテューションナリズムなのである。⁽³⁾

ネオ・リベラル・インスティテューションナリズムは、国際関係における相互協力の可能性を信じる点では七〇年代以前のリベラリズムと共通するが、後者が否定しようとしたリアリズム的世界観を基本的に受け入れたうえで、国際制度の重要性を強調することによってネオ・リアリズムに挑戦しようとした点で新しさをもってゐる。むしろこの新しさは、視点をかえてみれば、リアリズムに対する妥協、リベラリズムからの後退と解釈することもできるであろう。いずれにせよ、その基本的立場を要約すれば、次のようなものとなる。すなわちまず第一に、ネオ・リベラル・インスティテューションナリズムは、国際関係におけるもつとも重要な主体は国家であることを受け入れ、リアリズムとならんで国家は統一的、合理的かつ利己的な行為主体であるという前提にたち、さらに国家の協力意思に対するアナーキー（＝中央政府の欠如）という国際システム上の制約の存在を認める。しかしながら第二に、ネオ・リベラル・インスティテューションナリズムは、それでもなお、アナーキーの下での国家間協力の可能性はネオ・リアリストが想定するよりもはるかに大きいことを理論的にしめすことは可能であると主張し、くわえて第三に、各種国際レジームをはじめとする国際制度は、ルールの設定や情報の提供をとおして、こうしたアナーキー下での相互主義に基づく国家間協力を促進する機能をはたすことができる⁽⁴⁾と論じる。

ネオ・リベラル・インスティテューションナリズムの理解としては、とりあえずこのようなものでよいと思うが、ここでもう一度、本稿の主たる目的は、国際関係における「思想」の力についての認識を深めることにあることを確認しておきたい。つまりこれからおこなう論文紹介は、ネオ・リベラル・インスティテューションナリズムそれ自体の理解のためにあるのではないということである。壮大かつ精緻な理論体系を自家棄筆中のものにするには、筆者はおまの関心がない。以下の作業は、あくまで主題に関する論点整理であり、その過程で解析度の高いいくつ

かの概念装置作成の手がかりがえられれば、それはそれで喜ばしい副産物ということになる。

一 事例研究のためのいくつかの概念整理

ゴールドスタインとコヘインは、「思想と外交政策…分析枠組」と題された本書の巻頭論文で、まず“ideas”（普通は、考え、観念、知識、認識、考え方などと訳される）を諸個人によって抱かれる信念・信条（beliefs）と定義する。そこでここでは、以下において、この“ideas”という言葉に一貫して「思想」という訳語をあてることにするが、それがかなりひろい意味内容をもつ言葉であることに、読者は留意しておいてほしい。

さて『思想と外交政策…信条、制度、政治変動』というタイトルをもつ本書の主要な論点は、思想が利益や権力よりも世界を動かす力として重要であるとのべることではない。本書は、より慎ましく、思想もまた利益や権力と同様に、世界を動かす力として無視できないと指摘する。むしろその場合でも、執筆者たちの関心は、政治過程、それも主に外交政策との関連での、思想の機能と役割にむけられている。つまり、ある思想がどのようにして生みだされ、ある一定範囲の人々のあいだでどのようにして共有されるようになってきたか、あるいは現在支配的なものの見方がいつどのようにして成立したかといった、狭義の思想史に属するような研究主題は、本書の関心事ではないということである。ここで問題なのは、ある一定範囲の人々に共有されるような研究主題は、本書の関心事ではなく国際関係一般において、あるいはせまきある特定の外交政策立案にさいして、人々の行動との関連で、どのような効果と影響力をもっているかということの分析である。ゴールドスタインとコヘインは、そのような分析をおこなう準備作業として、次のような簡単な概念整理をおこなっているので、三本の事例研究の紹介に移るまえに、

とりあえずそれを一瞥しておくことにしよう。⁽⁶⁾

まず最初にかねは、思想を、世界観 (world views) / 原則 (principled beliefs) / 因果関係に関する信念 (causal beliefs) の三つの類型に分類する。ここでいう世界観とは、世界の成り立ち、存在のあり方、倫理のあり様までもふくみながら、文化のシンボリズムのなかに深く組み込まれているものの見方をさす。したがって世界観は、人の行動の可能性をもっとも根本から規定するものでもある。世界観なしには、ひとはなにがしかの行動可能性さえ想像することができないだろう。第二に原則とは、なにが正しくなにか間違っているか、なにが正義でなにが不正義であるかをはかる、規範的な判断基準である。原則は、世界観をある特定の行動に結びつける役割をはたすとされる。つまり原則は、それが拠って立つ根本的なものの見方を具体的な人間行動のためのガイドラインに翻訳するためのものである。最後の類型、因果関係に関する信念は、文字どおり、因果関係の理解の仕方にかかわるものであり、具体的には科学的知識がその代表例となるが、社会的な事象における目的—手段連関をめぐる認識もまたそのうちにふくまれる。人々は、この因果関係理解にもとづいて、自らの目標を達成するための手段を選択する。

このような思想の三類型につづいて、思想が政策に影響をおよぼすさいの三つの経路が分析上の手段として設定される。すなわち(1)ロード・マップとして役立つことによって、(2)等価な複数の選択肢のなかからの選択に影響をおよぼすことによって、(3)制度化されることによって、である。第一の経路、ロード・マップとして役立つ場合、思想は、行為者がある局面における自らの行動の優先順位を決めたり、自らの目標を達成するための最適手段を選ぶとうとするときの判断基準、道標として機能する。これにたいして二番目の経路では、思想は、潜在的に等価な(あるいはそのあいだに有意な差別化をおこなうことができないような)複数の選択肢が存在する状況下で、当惑

している行為者たちに、共同行動を可能とするような活動の焦点を提供することによって、行為者間の協力関係を構築・推進する機能をはたすとされる。そして第三の場合、思想は、規則と規範の体系のなかに組み込まれることによって、すなわち制度化されることによって、長期間にわたって、人々の行動を一定の方向に誘導していく機能をはたす。むしろ思想が制度化されるかどうかに関しては、その時点での最強者の利害と思想がつよく作用する。しかしいったん思想の制度化がおれば、思想のもつ内在的論理は、制度をとおして、設立時の利害と思想とは独立したかたちで、しだいに影響力を行使していくようになる。そしてこの傾向は、その制度の存続期間が長ければ長いほど強くなっていくと思われる。

このような分析枠組みの設定は、きわめてシンプルなものであるが、以下にみる個々の事例研究の理論的意味を探ろうとする場合、その手助けとなってくれるだろう。

二 事例研究1…ウエストファリア講和と世界観の転換

「一六四八年のウエストファリア講和が歴史の転換点であったという通説は、誤りである。ウエストファリア講和は、過去との明瞭な決別などではなかった。すなわち明確に定義された領域に対する排他的管理能力をもつ政治体は、講和以前からすでに存在していたし、最終的には消滅することになる封建的かつ普遍的な諸制度は、講和後も、その存在を停止することはなかったのである。」⁽⁷⁾

ステファン・クラスナーは、「ウエストファリアその他もろもろ」と題した論考を、このようなポレミッシュな断定ではじめている。⁽⁸⁾ クラスナーによれば、ウエストファリア講和は、主権国家から成る新時代の開始を告げるも

のでもないし、また中世という時代の明瞭な終焉を意味するものでもない。国際関係の研究者たちは、ウエストファリアを、中世的なキリスト教共同体、封建主義、帝国といった概念に代わって登場した、独立した主権国家に基礎をおく新しい国際秩序を成文化したものとして理解してきたが、歴史は、そのように整然と区画することのできるものではなく、講和条約それ自体の条文は、よくみれば近代的な概念というよりは、むしろ中世的なものの考え方をよく反映しているというのである。すなわちウエストファリア講和を構成するミュンスターとオスナブリュック両条約は、主にドイツ諸公国における世襲相続、神聖ローマ皇帝選出手続きなど、封建的諸問題をあつかつたものである。⁽⁹⁾ またローマ教皇権とならび、中世ヨーロッパ世界の普遍的制度を代表する神聖ローマ帝国は、ウエストファリアによって致命傷をうけたわけではない。ウエストファリアは、神聖ローマ帝国の長い衰退の過程の一コマにすぎず、けつしてその画期ではない。帝国は、ウエストファリア後、ナポレオンによってその命脈を断たれるまで、およそ一世紀半、存続しつづけるのである。⁽¹⁰⁾ 結局、ウエストファリアは、時代の根本的な転換をしめすものではなく、むしろ三〇年戦争の最終的勝者たるフランスとスウェーデンの短期的利害をよりよく反映したものである。

このようにして、クラスナーは、ウエストファリア前後の時期に、国際システムの深層レベルで、中世的システムから近代的システムへの転換をうながす、システムの生成構造面での変化がおこったとみなす見解を、すなわちウエストファリアを中世世界から近代世界への決定的な飛躍とみる通説を否定している。一六四八年のウエストファリア講和を画期として、主権という新しい概念が独立した諸国家から成る新しい国際システムを生み出したと人はよくいうが、ウエストファリア以前に、イングランドと北イタリアの諸都市国家は、すでに近代的な主権国家の諸特徴を備えもっていたし、そもそも近代的な国際システムの基本的な組織原理とされる主権Ⅱ一定の領土に対する

排他的管轄権それ自体も、今日にいたるまで、歴史上一度として完全なかたちで確立されたことはなく、つねにさまざまなかたちで挑戦をうけてきたではないかというのが、かれの主張である。

さらに、封建的かつ普遍的な諸制度がしだいに消え去ってゆき、それに代わって主権国家に代表される近代的な諸制度が生みだされてくる過程は、けっして人々のものの見方における根本的変化、すなわち世界観の変化によってもたらされたものではなく、主に物質的要因（たとえば攻城砲の発明などの軍事技術の革新や遠距離貿易の発展といった経済的革新）によって説明できるものであると論じる。そして一五世紀から一七世紀にかけてのヨーロッパでは、イスラムを經由した古典古代思想のルネサンスによる再発見や宗教改革などによって、きわめて多様な政治思想が存在しており、当時の政治的エリートたちは、経済的ないしは軍事的な打算と思惑からおこなった種々の制度改革を、この多様な政治思想を適宜利用することによって、きわめてたやすく正統化することができたとのべられる。このような立場からすれば、思想は、正義と真実の観点からではなく、富と権力の観点から動機づけられた行為を正統化するために使われる巧妙な書き出し文句、すなわち大衆の関心を買ひ、自身の行為を正統化するためにエリートたちが利用する巧妙な罫でしかないことになる。

むろんクラスナーも、思想が制度のなかに取り込まれることによってもつようになる影響力は認めている。つまり思想は、制度化されることによって、ある種の行為主体の地位を強化し、他の行使主体のそれを弱体化させる。ヨーロッパの王たちは、生まれつあった官僚制と裁判所を、教皇権に代表されるトランスナショナルな権威の介入から守り、それを強化する目的で、主権概念を援用した。主権概念は、主権者の徴税権を正統化し、教会のそれを否定することによって、国家の地位を強化し、教皇権の地位を弱体化させたのである。そして主権国家がしだいに勢力をまし、その他の種類の行為主体を圧倒するようになってはじめて、ウェストファリア講和は、事後的に、

過去からの決定的な離脱として理解されるようになったのである。またそれは、そのように理解されることによって、主権国家に代わる政治的選択肢の可能性をあらかじめ排除することをとおして、主権国家の立場をよりいっそう強化・正統化する機能をはたすわけだが、思想は、それ自身、物事を決める力をもっているわけではなく、すでにその時点で事実として存在している政治的実践を正統化するにすぎないとのべるクラスナーが、この点をどこまで信じているかは、いささか疑問である。

三 事例研究2…脱植民地化と国際規範の変容

世界観の転換と国際関係における思想の役割について、クラスナーがきわめてシニカルな論説を展開したのとは対照的に、ロバート・ジャクソンの反植民地主義を扱った「脱植民地化と思想の影響力…国際関係における規範的变化」という論文は、思想の第二の類型、すなわち原則 (principled beliefs) の変化が脱植民地化過程の説明要因としてきわめて重要であることを強調している。¹¹⁾ 脱植民地化過程は、一九五〇年代なかばから一九六〇年代なかばにかけてのほぼ一〇年間のあいだに、国際システムに革命的な変化をもたらす。植民地主義をめぐる権力関係の変化や植民地保持の功利的な費用便益計算だけでは、つまり国際システムの規範構造における「原則」の変化を無視しては、このような急速かつ徹底的な変化を説明することはむずかしい。自決 (self-determination) という新しい規範が登場し、優勢となり、最終的に制度のなかに実体化されることによって、それまで支配的だった植民地主義の規範枠組が排除され、植民地制度そのものが破棄されることになるというのが、この論文の主要論点である。ジャクソンのいう植民地主義の規範構造とは、要点だけのべれば、次のようなものになるだろう。すなわち植民

地主義は、たんなる剥きだしの利益と権力の産物ではなく、それを正統化するための規範枠組を有していた。当然、そのような規範枠組は、当時の最強者たるヨーロッパ中心のものの見方、すなわちヨーロッパ中心主義に支配されていたが、それにくわえて、それはしばしば人種的優越感をもともなっていたのである。この規範意識においては、独立国家の条件は、西欧文明あるいはそれと同等なもののみなされる文明を保持しており、かつ実効的な自己統治能力をもっているということであった。このことを植民地住民が立証してはじめて独立が認められた。逆にいえば、そのような条件をかれらが備えていなければ、欧米による当該地域の植民地化は「文明化」と「人権保護」の名の下に容認されたのである。しかしいったん独立が認められれば、小国といえどもその存在が国際法によって保障されることになったことも事実である。むろんその場合も、新たな独立国が既存の国際法を文明国間の共通のルールとして受け入れることが、議論の前提となっているのではあるが。

つまりここでは、「独立」の条件が、独立したのち、当該地域が実際に国家として自己統治していくことができるかどうかという経験的問題の観点から定義されていることがわかる。すなわちある政治体が独立を認められ、主権国家体系のなかに他のメンバーの承認のもと、参入できる条件とは、その政治体が統治を要求する領域内において、西欧的な「文明化された」行動基準からみて、当該政治体の権威を地域住民に対して行使していくことのできる実効的な政府が樹立されていることである。もしもそのような基準（＝文明化された自己統治能力）を満たすことができれば、その政治体は、国際社会への参加を認められない。そのうえ、そのような場合は、すでに国際社会のメンバーである既存の主権国家（その大多数は、西欧列強）は、そのような地域に対して、保護領樹立のための介入権をもつことになる。その場合、介入は、たんなる権利にとどまらず、ひとつの義務と考えられる。なぜならばそのような介入によって、当該地域に、立憲政治、法の支配、自由貿易等、さまざまな文明化された規範が

持ち込まれるからである。こうして西欧列強による世界の他地域の征服と植民化が正統化されるのである。

それでは、この植民地主義の規範構造に対抗し、急速にその正統性を剥奪していく反植民地主義とはいかなるものか。この点は周知のことなので、ここでは、その支柱がフランス革命とそれに触発されて展開されたヨーロッパの民主化運動と民族統一運動に起源をもつ平等 (equality) と自決 (self-determination) という思想であること、また第三世界における自決の主体は、多くの場合、一九世紀ヨーロッパにおける「民族」とは異なって、西欧列強によって植民地化の過程で線引きされた行政区画それ自体であったこと、つまり植民地行政区画の「原住民」が即時の独立を要求する政治主体となったこと、この二点を指摘するにとどめておこう。平等と自決に基づく独立の要求は、結局、植民地主義からその道徳的正統性を奪うことによって、国家の独立条件に関する新たな規範を打ち立てた。その勝利宣言が、一九六〇年の国連総会決議 (決議一五一四) 「植民地独立付与宣言」¹²⁾ である。同決議は、「植民地主義を急速かつ無条件に終結せしめる必要」に言及したうえで、「すべての人民は自決の権利を有」すること、そして「政治的、経済的、社会的または教育的準備が不十分なことをもって、独立を遅延させる口実としてはならない」ことを宣言した。賛成八九、反対〇、棄権九。ここにいたって植民地主義の規範的枠組みの柱であった国家独立要件は、たんなる「口実」ということになり、絶対かつ無条件な即時自決への要求が、以後それに代わって支配的な潮流となっていくたのである。

脱植民地化が複数の要因から成る変動過程であることを認めながらも (例えばヴェトナムやアルジェリアの場合)、植民地住民による軍事的な抵抗が重要な意義を担ったし、脱植民地化の背景には、東西冷戦が存在したことも忘れてはならないだろう)、ジャクソンは、次のように主張する。すなわちこの脱植民地化過程の推進力は、全体としてみれば、植民地権力と植民地住民のあいだの力関係の変化ではなく (植民地権力は、その権力基盤において

はいぜんとして十分にパワフルであったし、また植民地維持の経費も、植民地本国にとって当時かならずしも負担になっていったわけではなかった)、反植民地主義のうねりのなかで、植民地主義の規範的正統性が奪われたことになったのである。

新しい思想は、その正統性を奪われた古い思想に拠ってたつ制度を不安定化し、新しい制度の苗床となるのである。

四 事例研究3… EC域内市場形成における思想の共同行動推進化機能

いささか旧聞に属するが、EC域内の物、サービス、人、資本の自由移動を可能とするために、一九九二年末までに域内市場の完成を目指すことが、一九八七年の欧州単一議定書(SEA)調印によって、EC加盟国のあいだで合意・確認された。ジョフリー・ガレットとバリー・ワインガストは、「思想、利益、制度… EC域内市場の建設」と題された共同論文において、このEC域内市場形成過程で働いた思想の共同行動推進化機能に注目している。¹³⁾これらの分析によれば、そのさいの思想の働きは、相互に関連しながらも独自の意味をもつ、二つの機能として理解することができる。

まず第一の機能については、次のように説明可能である。すなわち国際関係において独立した複数の行為主体が長期的な協力関係を築くために共同行動をとろうとするさい、効用の観点からみてもっとも望ましい選択肢ないしは戦略がただひとつしかない場合は、それに関する情報が十分に行為主体に与えられるならば、共同行動をとることとはさほどむずかしいことではない。しかし効用の観点からみて有意な差別化がむずかしいような複数の選択肢な

いし戦略が存在する場合は、独立した行為主体間で共同行動を生みだしそれを維持していくことは、かなりの困難に直面することが予想される。そして後者のほうが国際関係の現場ではより多くみられる事態なのである。このような場合、思想は行為主体間の共同行動を生みだすにあたって、重要な役割を演じることができるといえる。つまりある特定の思想（前述の思想の三類型からみれば、とくに第二・第三類型に属する思想）がそのような状況下で活動の「焦点」として機能することによって、行為主体間の共同行動の形成が容易になるのである。¹⁴⁾

この点をEC域内市場形成過程でみるならば、EC加盟国は、一九八〇年代中葉において、周知のように、その経済関係を自由化していこうとするつよい動機づけをもっていた。しかしそのために解決しなければならぬ問題は、域内市場の完成にむけてどのような制度的編成が採用されるべきかということであり、またそれをどのように作動させていくかということであった。純粹な自由放任タイプからECワイドの共通基準・共通規制の作成まで、市場自由化を基礎づける選択肢は多数あり、そのあいだに優劣をつけることはかなりむずかしいように思われたが、最終的には、EC裁判所（ECJ）が一九七九年の「カシス・ド・ディジョン訴訟」¹⁵⁾で言明した「相互承認」原則が域内市場完成の根本的組織化原理となったのである。つまり「相互承認」原則という思想が、域内統一市場にむけての加盟国間の共同行動を可能とする「焦点」として機能したのである。

思想が共同行動を推進するさいにはたず第二の機能は、国際関係におけるほとんどの協定が不完全であること、すなわちその条文は、協定締結者間の将来おこりうるすべての紛争をカバーするように書かれていないことに由来する。そのような場合、当該協定の安定性をたもち、長期的な協力関係を維持していくためには、「協定の精神」に対する共有された信念が制度のなかにしっかりと組み込まれていなければならず、その共通の信念に基づいて「協定の精神」の内容をひとつひとつの紛争のなかで具体的に確認し相互承認していく必要があるだろう。のべる

までもなく、これは、思想の制度化がたす機能のうちでもとりわけ重要なものである。さらにそのような制度的枠組みは、「協定の精神」に対する裏切りが生じた場合、その情報を関係者各位にすみやかに伝達するという機能をはたすだけでなく、「協定の精神」からみて、なにが協力行為であり、なにが裏切り行為であるかの判断基準を、変化してやまない具体的な状況のなかで提供していかなければならないだろう。

このことをふたたびE C域内市場形成過程にあてはめて考えるならば、そこで上記の「協定の精神」にあたるものは、さきにもた「相互承認」原則であろう。そしてこの「相互承認」という一般的な原則を、域内市場における政治的・経済的行為主体の行動を統御する具体的な諸決定に翻訳していく作業を主に担っていたのが、E Cの法制度、すなわちE C法体系なのである。その道筋は、単純化していえば、次のように要約できる(図1を適宜参照されたい)。¹⁰⁾

まずE C委員会は、域内市場完成のために二七〇を超える提案をおこなったが、その提案は、閣僚理事会において特定多数決によって可決されると閣僚理事会指令(Council directive)の地位を獲得する。つづいてその指令は、加盟国政府によって国内法に取り入れられることによって国内法の一部となり、他の国内法と同様のかたちで施行される(図の左上のライン)。ここまでは問題なからう。それでは、指令がすんなり国内法の一部とならず、むしろ国内法と抵触することになった場合は、どうなるのだろうか。この場合は、国内法が指令(あるいは指令が存在しない場合は、直接ローマ条約やS E A)と抵触することによって不利益を被ったと認識する個人ないし団体が国内裁判所に訴えをおこす。訴えを受理した国内裁判所には、二つの選択肢がある。ひとつは、自らが直接判決をくだす場合であり(これをE C法の直接効果"direct effect"という——図の中央のライン)、第二は、E C Jに先行判決(preliminary judgment)を求める場合である(図の中央左のライン)。どちらも場合も判決の結果が国内法

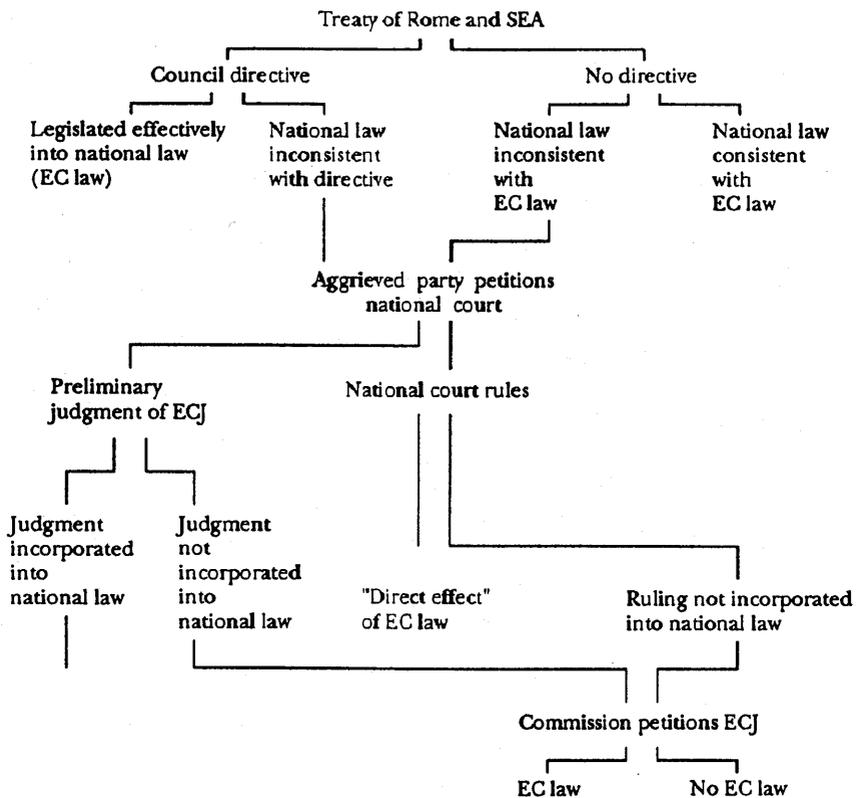


図1 域内市場完成に関する指令等の実行経路

出所：IFP, p.193.

に組み入れられればそこで一件落着であるが、組み入れられないときは、今度は、EC委員会 (Commission) がその件でECJに直接訴訟をおこし、ECJが当該案件に対してEC法に関する最終的な判決をくだすことになるのである (図の右下のライン)。こうして「相互承認」という一般的な原則は、日常の具体的状況下において、ECJを頂点とする法制度をとおして、その内容をその都度ごとに吟味確定されていくのである。

むしろ以上のべた制度化された思想の影響力にも限界はある。すなわち第一に、EC域内市場完成の組織化原理である「相互承認」という原則は、ECJが単独で生みだしたものではない。その背後には、域内経済関係を自由化していこうというEC内部の主要な政治的・経済的行使主体の意志が働いていた。すなわち「サッチャーは、それがかもしだす自由放任的雰囲気によって、明らかに相互承認原則を支持しており、ドイツの中道右派連立政権もまた、自国の競争力のある企業にとっては、対外市場への接近度がより大きくなることのみが利益の増進につながると理解していたがゆえに、相互承認原則に好意的であった。フランソワ・ミッテランは、『一国ケインズ主義』の実験が失敗したことによって、一九八三年以降、より自由主義的な国際主義者のスタンスをとるようになっていた。そしてヨーロッパの大企業はすべて、国境を超える彼らのビジネスに対する種々の障壁にうんざりしはじめていたのである。」⁽¹⁾ さらにEC加盟国は、閣僚理事会をとおして、EC内部のルール・メイキングの道筋に無視できない影響力を保持していることを忘れてはならない。より根本的には、ECJの正統性は、ECJ判決に対する加盟国の支持によって維持されているのである。そしてこれら政治的・経済的行為主体の動きの背後には、権力と利益からするそれぞれの思惑が渦巻いているのである。

ただここで再論すべきことは、思想は、そのような政治的・経済的な行為主体がどのような思惑からにせよ長期的な協力関係を期待して共同行動をとろうとするさいに、またその協力関係を維持していこうとするとき、無視で

きない機能をはたすということである。

むすびにかえて

主題に関する論点整理と何本かの論文紹介が目的であったので、本稿に結論めいたものは存在しない。ただそれだけではないかにも無愛想なので、以下にいくつか感想らしきものを記して、むすびにかえることとしたい。

まず最初に、本書で紹介した三つの事例研究をネオ・リベラル・インスティテューショナルリズムとして一括して論じることにはかなりむずかしいだろう。ここで紹介できなかった論文もふくめて考えると、本書は、ひろい意味では、ネオ・リベラル・インスティテューショナルリズムの研究プログラムのなかから生まれたものであるが、執筆者相互になにか精緻な理論枠組みが共有されているわけではないようだ。筆者は、「はじめに」でのべたように、ネオ・リベラル・インスティテューショナルリズムそれぞれ自体にはなく、本書が直接の主題としていた国際関係における「思想」の役割に関心があったので、このような理論的寛容さに対しては、さほど抵抗感を感じなかった。

つぎに、その内容を紹介した三本の事例研究についてであるが、ネオ・リアリズムに近い位置から、ウェストファリアをめぐることもを論争的に描いたクラスナー論文は、読み物としてはすこぶる面白かった。しかしそうだからといって、ただちに、はいさようございますといいきれるものではない。なにぶん問題それ自体が大きいので、時間をかけて慎重に検討する必要があるだろう。一方、脱植民地の過程を、ひろく国際関係の民主化との関連で、思想のはたした役割を強調しながら論じたジャクソン論文は、かならずしも切れ味鋭い分析というわけではなかったが、手堅く信頼できるという印象をもった。それにしても、今後近い将来、人権政策をめぐって、脱植民地化過

程でおきたのと同じような動きが生じる可能性はあるのだろうか。それとも脱植民地化過程は、歴史のなかでただ一度だけしかおこらないたぐいのシステム変動であったのだろうか。

さて筆者が三本の事例研究のなかでもっとも興味深く読んだのは、EC域内市場の形成過程をあつかったガレット・トールウィンガスト論文であった。この論文は、その方法論において、ネオ・リベラル・インスティテューションナリズムの理論に一番ちかい位置にあったと思う。そして国際的な協調行動における思想の役割に注目することによって、ネオ・リベラル・インスティテューションナリズムの適用範囲の拡大に貢献しているので、本書の諸論文中でも、編者の意図をもっともよくくんでいるものではないかと思う。それにかれらの目指しているものは、いわゆる中範囲理論である。したがって、かれらの使用している概念装置は、現実分析のさい、かなり高い有用性と解析度をもちえるのではないだろうか。

〔註〕

- (1) 註c. 拙稿「世界政治の中の人権—人権をめぐる日米仏外交の比較研究のための予備ノート—」県立新潟女子短期大学／北東アジア地域研究会編『北東アジア地域研究・中間報告書』（一九九四年）三七—四七頁。
- (2) ゴールドスタインとコヘインの編著（以下IFPと略記）の構成は、以下のとおりである。

PART I. INTRODUCTION AND INTELLECTUAL HISTORY

1 Ideas and Foreign Policy: An Analytical Framework

JUDITH GOLDSTEIN AND ROBERT O. KEOHANE

2 Ideas and the Social Sciences

JOHN A. HALL

PART II. REDUCING UNCERTAINTY: IDEAS AS ROAD MAPS

3 Creating Yesterday's New World Order: Keynesian "New Thinkings" and the Anglo-American Postwar Settlement

G. JOHN IKENBERRY

4 Creating Socialist Economies: Stalinist Political Economy and the Impact of Ideas

NINA P. HALPERN

5 The Weight of Ideas in Decolonization: Normative Change in International Relations

ROBERT H. JACKSON

6 The Power of Principled Ideas: Human Rights Policies in the United States and Western Europe

KATHRYN SIKKINK

PART III. SOLVING COORDINATION PROBLEMS: IDEAS AS FOCAL POINT

7 Ideas, Interests, and Institutions: Constructing the European Community's Internal Markets

GEOFFREY GARRETT AND BARRY R. WEINGAST

8 Structure and Ideology: Change in Parliament in Early Stuart England

JOHN FERREJOHN

PARTIV. THE INSTITUTIONALIZATION OF IDEAS

9 Westphalia and All That

STEPHEN D. KRASNER

10 Coping with Terrorism : Norms and Internal Security in Germany and Japan

PETER J. KATZENSTEIN

以上十論文のうち、本稿で紹介するのは、四本である。紹介順にあげると、まず全体の序論であり、国際関係における思想の役割を論じるさいの分析枠組を提示した編者二人による第一論文、つづいて三本の事例研究、すなわちウェストファリア条約を扱ったS. D. KRASNERの第九論文、脱植民地化過程を論じたR. H. JACKSONの第五論文、EC域内市場の形成をめぐるG. GARRETTとB. R. WEINGASTによる第七論文である。紹介の順序は、おおむね各論文が対象とする事例の歴史的順序によっている。残りの六本については、第二、第八、第十論文は、国際関係における思想の役割とここでの問題関心からして、相対的に距離感があるという判断の下に、言及をさけた。欧米諸国の人権政策を対象としたK. SIKKINKA執筆の第六論文は、まさにそのテーマゆえに、「人権をめぐる日米仏外交の比較研究」という次回の作業のためにとっておくことにした。また第三、第四論文は、国際経済秩序の形成における思想の役割を論じた点で、当然、本稿の関心対象内にはいるが、紙幅の都合で紹介を割愛せざるをえなかった。なぜこの二論文が割愛対象になり、第五、第七、第九論文がそうならなかったのかについては、各論文の検討対象に対する筆者の関心の度合いに温度差があったということにつき、個々の論文の内容自体の優劣によるものではないことを明記しておきたい。

(3) このような要約は、IRの理論史をフォローしている向きには自明のことである一方、この分野になじみのな

い読者にはきわめて舌ったらずなものに映るだろう。より詳細なことの経緯を知りたい読者に紹介すべき文献は枚挙に暇がないが、ここではさしあたり、鴨武彦『国際安全保障の構想』（岩波書店 一九九〇年）の第一部「国際政治で何が問われているのか…パラダイムの再検討」を、そこに内在する批判的視点のメリットゆえにあげておくことにしよう。

- (4) ネオ・リアリズムとネオ・リベラル・インスティテューショナルリズムの論争は、すでにみたように主に「アナキー下での協力 (Cooperation Under Anarchy)」の可能性をめぐるものであったが、この点については、邦語文献としては、日本国際政治学会編『システム変動期の国際協調』（『国際政治』第一〇六号 有斐閣 一九九四年）所収の諸論文を参照。なおここでのネオ・リベラル・インスティテューショナルリズムの基本的立場の要約については、同書所収の神谷万丈「アナキーの下での協力と『適度のあいまい性』——ネオ・リアリズム、ネオ・リベラル・インスティテューショナルリズムを超えて——」三二—三三頁に依拠している。英語文献としては、David A. Baldwin ed., *Neorealism and Neoliberalism: The Contemporary Debate*, Columbia University Press, 1993. が論争の概観として便利である。なおネオ・リアリズムに対しては、ネオ・リベラル・インスティテューショナルリズムのほかに、理論と実践との関係にまで踏み込んだアシュレー (Richard K. Ashley) らによる、より根本的な批判が存在する。アシュレーらの批判は、ネオ・リアリズムが内包する危険性、つまり『科学』という目標ないしは理論観に立つことによって、政治に関する理論が本来もっている歴史性や実践性を意図的に排除し、その結果……思考をある種の鑄型の中にはめ込んでしまう傾向」（遠藤誠治「戦後世界政治の秩序の変動…世界政治理論序説」〔未刊行助手論文、東京大学法学部、一九九二年〕第一部 一二頁）を指摘した点で、現在もなお重要な意義を有すると考えるが、この点は、残念ながら本稿の主題外のことなので、詳述は差し

控えた。

- (5) *IFP*, pp. 3—30.
- (6) cf. *IFP*, pp. 8—13.
- (7) *IFP*, p.235.
- (8) cf. *IFP*, pp.235—264.
- (9) このことは、とくにスウェーデンと神聖ローマ帝国(実質はハプスブルグ＝オーストリア)とのあいだの条約であるオスナブリュック条約にあてはまる(ちなみに、ミュンスター条約は、フランスと神聖ローマ帝国とのあいだの条約)。また講和は、その領土内における宗教実践に関しても、領主にフリーハンドを与えているわけではなく、この点では、新旧両派の最終的な決定権を領主にあたえた、ほぼ一世紀前のアウグスブルグ講和にくらべて、より慎重である。その他、ウェストファリア講和に関する詳細は、cf. *IFP*, pp.240—246.
- (10) 神聖ローマ帝国にこつては、cf. *IFP*, pp.247—252.
- (11) cf. *IFP*, pp.111—138.
- (12) 「植民地独立付与宣言」の全文については、小田滋、石本康雄編『解説条約集(第五版)』(三省堂 一九九四年)九三頁参照。
- (13) cf. *IFP*, pp.173—206.
- (14) 以上のことは、「囚人のシレンマ」という周知のゲーム理論を利用することによって、より明快に理解することができる。ここでは詳論は差し控えるが、この点について関心のある方は、cf. *IFP*, pp.178-187.
- (15) カシス・ド・ディジョン(フランスの食前酒、アルコール度一五〜二〇度)訴訟 (Rewe-Zentral AG v Bun-

desmonopolverwaltung fur Brantwein: case 120/78 (1979)] は、西ドイツの法律が、アルコール度二五度以上のものだけしかリキュールと認めないため、カシス・ド・ディジョンを輸入できなかった西独輸入業者が国内裁判所に訴訟をおこし、E C J が先行判決をくだした事件。西ドイツ政府は、この法律はアルコール度の低い食前酒が消費者によって無意識に大量に消費されてしまうことを防ぐための消費者保護を目的とするものであると主張したが、E C J は同法律が E C 条約第三〇条に抵触するとして、西ドイツ政府の見解を退けた。この判決のなかにあらわれた「相互承認」原則とは、それぞれの加盟国内部で合法的に生産され商業化された商品は、他の加盟国市場に無条件にアクセスできるという原則である。

(6) cf. *IFP*, pp.191-197.

(7) *IFP*, p.190.

正誤表

箇所・頁・行	誤	正
目次・執筆者名	劉 揚	劉 揚
82頁18行	ネオ・リベラリズム	ネオ・リアリズム
125頁15行		
128頁17行	ナズドラチェンコ知事	ナドラチェンコ知事
152頁7行	平成七年	平成六年

箇所・P・L	誤	正
目次・執筆者名	劉 揚	劉 揚
125P. 同上	劉 揚	劉 揚
6P. 2L. ~ 3L.	~統治権を買い取り、イナガオを~	~統治権を買い取り、1908年には、 <u>ベンゲット</u> 、 <u>アンアラ</u> <u>ヤン</u> 、 <u>レバント</u> 、 <u>ボントック</u> 、 <u>カリソガ</u> 、 <u>アバヤオ</u> 、 <u>イナガ</u> <u>オ</u> を~
9P. 末尾	~より転載	~より <u>若干修正して転載</u>
19P. 12L.	1987年の公布された	1987年に公布された
51P. 1L.	「次我請求他原諒」我、~	「次我請求他原諒」我、~